

○×株式会社 御中

# クリーニング事業者のための インボイス制度解説

## — 第2回 消費税の免税事業者への影響 —

2023年(令和5年)の10月1日から消費税の「適格請求書等保存方式」=いわゆる「インボイス制度」が始まります。

インボイス(適格請求書)とは、請求書などに適用税率や消費税額等を明示し、税務署が新たに発行する登録番号を記載したものです。クリーニング店の場合も、顧客が企業など事業者の場合は消費税の計算のためにインボイスの発行を顧客から求められることが想定されます。免税事業者の場合、顧客にインボイスを発行できないため、どのような対応をするのか整理しておく必要があります。

今回は「インボイス制度の免税事業者への影響」として、消費税の課税事業者(インボイスの発行事業者)になるかどうかの判断や、免税事業者のままの場合に想定されるケース等について解説します。

このシリーズは、税理士法人みずほにご執筆いただいています

図表1 インボイスの役割

インボイスは、税務署に納める消費税(売上にかかる消費税-仕入にかかる消費税)を計算する際、消費税の支払額を証明し、納める消費税をその分だけ差し引く役割があります(仕入税額控除)。制度開始後は仕入税額控除のためにインボイスが必要となります。

### ■ 税務署に納める消費税の計算例

	取引額
a 顧客から受け取った消費税	100円
b 消費税の課税事業者に支払った消費税(インボイスあり)	40円
c 消費税の免税事業者に支払った消費税(インボイスなし)	20円
① 現行法.....納める消費税	40円 (=100-40-20)
② インボイス制度開始後...納める消費税	60円 (=100-40)

1.「インボイス」を発行すべきか、発行せざるべきか

2023年(令和5年)10月1日より、消費税のインボイス制度が始まります。

本制度における「インボイス」とは、請求書などに適用税率や消費税額などを明示したもので、**税務署が新たに発行する登録番号**を記載したものです。

インボイス制度が始まると、インボイスを発行するか、それとも今まで通りの請求書や納品書、領収証、レシートなどを発行するか、選択しなければなりません。

皆さん(クリーニング店)の顧客のうち、「事業を営む顧客」は、皆さんにインボイスを発行してもらわないと仕入税額控除ができず、税務署に納める消費税が増えてしまいます(図表1)。そのため、他のクリーニング店への乗り換えや、消費税分の値下げを要求される可能性もあります。

なお、事業を営んでいない一般消費者である顧客は、そもそも税務署に消費税を納める必要がないため、影響はありません。**「顧客が事業者かどうか」がインボイスを発行すべきかどうかの一つの判断基準**と言えます。

では、「事業を営む顧客」のためにはインボイスを発行した方がよいということになりますが、**発行できるのは消費税の課税事業者のみで、免税事業者は発行できません**。また、インボイスを発行するためには、課税事業者も税務署への登録が必要です。詳細は第1回をご覧ください。現在、消費税の免税事業者である

図表2 免税事業者が迫られる選択

選択肢	インボイス制度開始後にどうなるか？
インボイスを 発行しない  免税事業者 のまま	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き消費税を税務署に納めなくてよい。</li> <li>事業を営む顧客から、競合相手への乗換えや、消費税分の値下げを要求される可能性がある。</li> <li>一般消費者である顧客については影響なし。 →どんな場合に客離れが起こりやすい？</li> </ul>
インボイスを 発行する  課税事業者 になる	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税を税務署に納めなくてはならない。</li> <li>消費税申告の事務負担も発生する。 →どのくらいの税負担になる？</li> </ul>

図表3 原則課税の計算方法と条件

■原則課税（計算例）

受け取った消費税と支払った消費税の差額を納付します。ただし、インボイスを受け取っていない場合、「支払った消費税」にカウントされません。

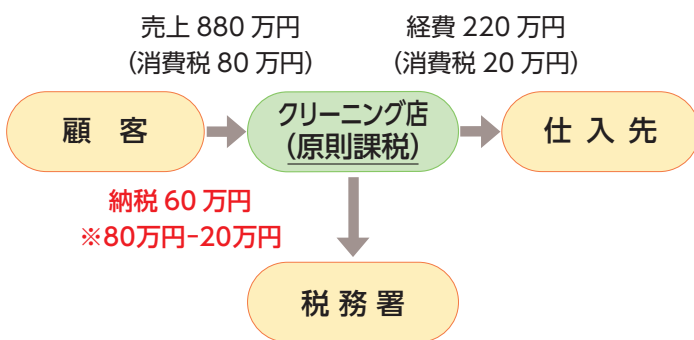
計算方法

計算式 [\*1] :

(A) 売上にかかる消費税額  
ー (B) 仕入等にかかる消費税額 = (C) 納付税額

計算例 :

(A) 80万円 ー (B) 20万円 = (C) 60万円



- ・ 選択可能な者：すべての事業者
- ・ インボイスの発行：可
- ・ 事務負担：高（消費税の申告が必要であり、今後はインボイスの保管が必要）

[\*1] 課税売上割合（売上全体のうち、消費税のかかる売上の割合）が95%未満または課税売上高が5億円以上の場合、上記「仕入等にかかる消費税額」は実際に支払った消費税のうち、課税売上に関連する部分のみとなります。課税売上に関連する部分の算出方法は、「個別対応方式」、「一括比例配分方式」のいずれかを選択します。

場合には、課税事業者となることを選択し、インボイスを発行することもできます。しかし、その場合には消費税を税務署に納める必要があります。新たな負担が発生します。

今回は、消費税の免税事業者である方を対象とし、インボイスを発行すべきかどうかの判断がテーマです。重要なのは、インボイスを発行しないことによる客離れと、インボイスを発行するために課税事業者となり納める消費税負担のどちらを事業者として優先するかということと言えます。

2. 消費税の計算方法

まずは、税務署に納める消費税はどのように計算されるのかを確認しましょう。計算方法を確認する目的は二つです。一つ目は、今後皆さんが消費税を納める場合に、どのくらいの税額・事務負担になるかを把握

することです。二つ目は、顧客にとって、どのような場合にインボイスを発行してもらえないと困るかを知るためです。

消費税の課税事業者と免税事業者があることは先に記載しましたが、課税事業者の中には原則課税と簡易課税の2種類があります。つまり事業者は①課税事業者（原則課税）、②課税事業者（簡易課税）、③免税事業者の3区分に分かれます。皆さんがクリーニング店を営む事業者であった場合の事例でそれぞれ計算方

法を確認しましょう。

① 消費税の課税事業者(原則課税)

原則課税の場合は、図表3の通り、受け取った消費税と支払った消費税の差額を納付します。後述の②簡易課税、③免税事業者を選択できない場合は、原則課税となります。

また、②簡易課税、③免税事業者を選ぶより納付税額が少なくなる場合や還付となる場合もあり、あえて原則課税を選択する場合があります。

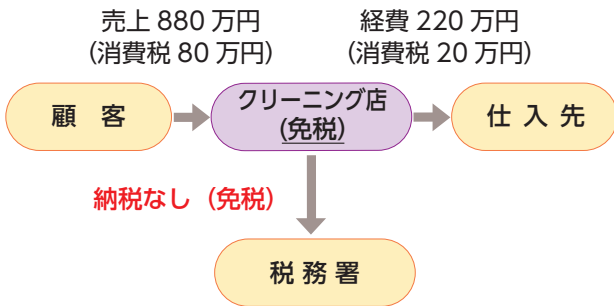
図表 5 免税事業者の条件

■免税事業者

免税事業者は2期前の課税売上高[\*2]が1000万円以下であった場合に選択可能。課税売上高が1000万円以下で、自ら課税事業者を選択する届出を行わない場合には、自動的に免税事業者となります。

計算方法

計算式：納税なし



- ・選択可能な者：2期前の課税売上高[\*2]が1000万円以下
- ・インボイスの発行：不可
- ・事務負担：低（消費税の申告不要）

図表 4 簡易課税の計算方法と条件

■簡易課税（計算例）

簡易課税事業者は2期前の課税売上高[\*2]が5000万円以下であった場合に選択可能。受け取った消費税にある割合（みなし仕入れ率）を掛けて、支払った消費税の額とみなします。支払った消費税の実際の金額は関係なく、インボイスを受け取る必要もありません。

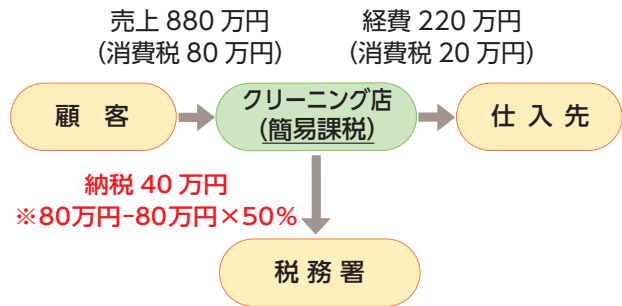
計算方法

計算式[\*1]：

$$(A) \text{ 売上にかかる消費税額} - (B) \text{ 売上にかかる消費税額} \times \text{みなし仕入れ率} = (C) \text{ 納付税額}$$

計算例：

$$(A) 80 \text{ 万円} - (B) 80 \text{ 万円} \times 50\% \text{ [みなし仕入れ率]} = (C) 40 \text{ 万円}$$



- ・選択可能な者：2期前の課税売上高[\*2]が5000万円以下
- ・インボイスの発行：可
- ・事務負担：中（消費税の申告が必要だが、インボイスの保管義務なし）

[\*2] 課税売上高：消費税のかかる売上高のことです。例えば補助金収入や寄付金収入などは消費税がかからないため課税売上高ではありません。

みなし仕入れ率（クリーニング業は第5種事業に該当）

区分	業種例	みなし仕入れ率
第1種事業	卸売業など	90%
第2種事業	小売業など	80%
第3種事業	製造業、建設業など	70%
第4種事業	その他	60%
第5種事業	サービス業など	50%
第6種事業	不動産業など	40%

② 消費税の課税事業者(簡易課税)

簡易課税の場合は、図表4のように、受け取った消費税の金額だけに注目します。受け取った消費税にある割合（みなし仕入れ率）を掛けて、支払った消費税の額とみなします。支払った消費税の実際の金額は関係なく、インボイスを受け取る必要もありません。割合は業種ごとに定められており、上表の通りとなります。なお、簡易課税は2期前の課税売上高[\*2]が5000万円以下であった事業者が選択可能です。

③ 消費税の免税事業者

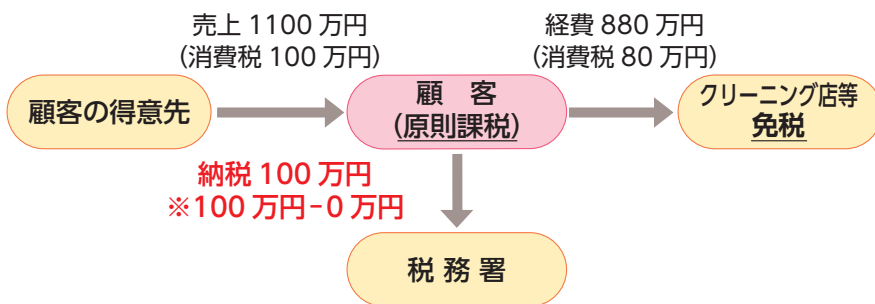
免税事業者は2期前の課税売上高[\*2]が1000万円以下であった場合に選択可能です。課税売上高が1000万円以下であれば、自ら課税事業者を選択する届出を行わない場合には、自動的に免税事業者となります。

原則課税と簡易課税の有利選択

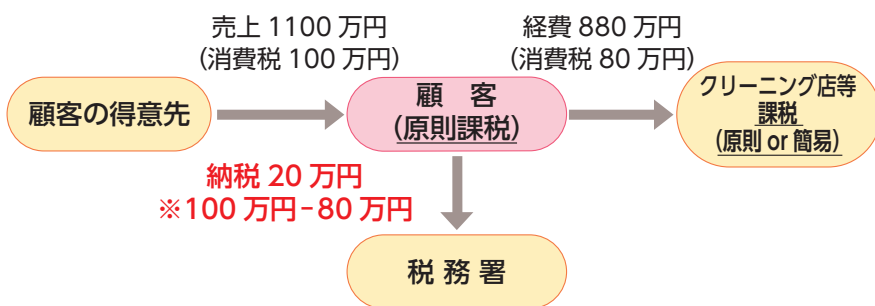
インボイスを発行するために皆さんが新たに課税事業者となる場合、①原則課税と、②簡易課税のいずれかを選択することになります。どちら

図表6 消費税の計算方法の顧客への影響

■顧客が原則課税で、経費の支払先(クリーニング店等)が免税事業者(インボイスなし)の場合



■顧客が原則課税で、経費の支払先(クリーニング店等)が課税事業者(インボイスあり)の場合



らが納付税額が少なくなるか試算してみてください。原則課税の場合には、経費の中に消費税のからないものもあることにご注意ください。(例：給料や社会保険料など)。

なお、原則課税の場合は、経費を支払う(仕入れを行う)都度、イン

ボイスの有無を会計帳簿に記載する必要がありますが、簡易課税ではその必要がないため事務負担は軽くなります。

### 3. 消費税の計算方法の顧客への影響

次は消費税の計算方法が、皆さんの顧客にどのように影響するのか確認しましょう。ここでは皆さん自身の消費税の計算方法だけでなく、顧客の消費税の計算方法も考える必要があります。顧客の消費税の計算方法ごとに解説します。

#### (1) 顧客が原則課税の場合

原則課税では受け取った消費税と支払った消費税の差額を納付しますが、インボイス制度下では消費税を支払った先(皆さん)からインボイスを発行してもらえないと、支払った消費税としてカウントされません。つまり、消費税分すなわち取引額の10%(または8%)消費税の負担が増えることになります(図表6の例だとインボイスを顧客に発行してあげない場合、顧客は支払った消費税80万円分、消費税の納税が増えることとなります)。

なお、免税事業者からの仕入れについて経過措置があります。

2023年(令和5年)10月のインボイス制度開始時からインボイスの発行事業者を選択しなかった免税

事業者から仕入れた金額のうち、顧客は次のとおり仕入税額控除が可能となります。

- ・最初の3年間 80%分控除可能
- ・2026年(令和8年)10月まで
- ・次の3年間 50%分控除可能
- ・2029年(令和11年)10月まで

つまり、顧客にとってインボイス制度開始から6年間は、インボイスの発行事業者ではない仕入れ(免税事業者)から仕入れた場合でも、消費税負担の増加は限定的です。

したがって、免税事業者がインボイスの発行事業者となるタイミングについて必ずしもインボイス制度開始時にしなければならぬとも限らず、顧客と打ち合わせて検討することも考えられます。

#### (2) 顧客が簡易課税または免税事業者の場合

顧客が事業を営んでいたとしても、顧客が簡易課税または免税事業者の場合、皆さんにインボイスを発行してもらえなくても税負担は増えませんが、よって、インボイスを発行しなくとも他のクリーニング店への乗り換えや、消費税分の値下げを要求さ

れないと考えられます。しかし、免税事業者である顧客がインボイス制度の開始後、新たに原則課税となることを選択する場合もあるので注意が必要です。

ただし、顧客が原則課税事業者か簡易課税事業者か免税事業者かを知ることが実際には難しいかもしれません。

#### 4. 消費税の課税事業者となり、インボイスを発行した方が有利かどうかの判定

ここでインボイスを発行した方が有利かどうかの判定について、考えていただきたいと思えます。免税事業者にとっては、インボイスを発行しないことによる客離れと、インボイスを発行するために課税事業者となり納める消費税負担との板ばさみとなります。よって、事業を継続していく上で、どちらの影響がより大きいかを比較して判断することになるでしょう。

以下を参考にどちらが継続事業として有利かを比べてみてください。

### 課税事業者になってインボイスを発行するか／免税事業者のままているか

#### ●これまで免除されていた消費税の納税負担が発生（××万円）

※原則課税・簡易課税で有利な方を選択できるため、「2. 消費税の計算方法」を参照し金額を試算してみることに。

※なお、原則課税を選択する場合には、あなたの経費の支払先（仕入先）がインボイスを発行しない場合には、その分だけ消費税負担が増えるので注意が必要。

#### ●消費税申告に伴う事務増加

※税理士に依頼する場合には報酬が発生することも考えられる。

#### インボイスを発行しない場合の客離れの影響

Check!!



### インボイスを発行しなくても影響がない（少ない）場合

#### 客離れの影響が少ないかどうかの5つの判断ポイント

1

事業を営む顧客がおらず、一般消費者が顧客である場合

ただし、一般消費者の顧客のように見えて、顧客が勤務する会社に経費精算する場合には、事業者である場合と同様

例：ユニフォームのクリーニング代を顧客が勤務先に経費精算するためにインボイスを求められる場合

2

事業を営む顧客はいるが、今後もその顧客は消費税の課税事業者（原則課税）にはならない場合

言い換えると、事業を営む顧客が簡易課税または免税事業者の場合

3

競合相手より価格が安く、インボイスを発行しないことにより、顧客の消費税の納税負担が増えても客離れが起きない場合

4

価格以外の差別化により、サービスの独自性が強く、インボイスを発行しないことにより、顧客の消費税の納税負担が増えても客離れが起きない場合

5

顧客との交渉により、免税事業者のままでも、消費税分の値下げを要求されない場合

顧客が課税事業者であるか、さらには原則課税であるかは、規模や業種から推測するか、顧客に問い合わせることで確認することも考えられますが、実際には難しい場合もあると思います。

インボイス制度の開始を機に、特に大口顧客については、インボイス制度開始後の取引価格や取引条件などについて、事前に打合せしておくこともご検討ください。

**その他の注意点**

**① 免税事業者のまま値下げを行う場合の注意**

免税事業者のままでは、顧客からの消費税分の値下げ要求を受け入れることもあるかもしれません。この際、すべての顧客に対し、消費税分の10%を値下げしてしまうのであれば、課税事業者となった方が有利です。なぜなら課税事業者となった場合には、受け取った消費税の全てを納付するのではなく、支払った消費税を差し引くことができるためです。下表の例で、免税事業者のまま10%の値下げをし売上高が80万円減少した場合、手元に残るお金はそのまま80万円減少します(差引A 660万円ーB 580万円)。一方

	A (現在)	B (改正後)	C (改正後)	D (改正後)
	免税 (値下げなし)	免税 (値下げ10%)	原則課税 (値下げなし)	簡易課税 (値下げなし)
a 売上高	880万円	800万円	880万円	880万円
b 経費(仕入れ)	220万円	220万円	220万円	220万円
c 消費税の納付	0万円	0万円	60万円	40万円
[消費税計算式]			=80万円-20万円	=80万円×50%
a-b-c 差引	660万円	580万円	600万円	620万円
値下げ額	0万円	80万円	0万円	0万円
税負担	0万円	0万円	60万円	40万円

で、原則課税の場合には、売上は減少せず、納付する消費税は60万円になります。よって、原則課税を選択した方が免税事業者であるより20万円有利となります(差引C 620万円ーD 580万円)。

つまり、**課税事業者になった際の**

**税負担よりも、値下げの金額の方が大きい場合には課税事業者となった方が有利**と言えます。

**② 免税事業者であることが取引先に伝わる**

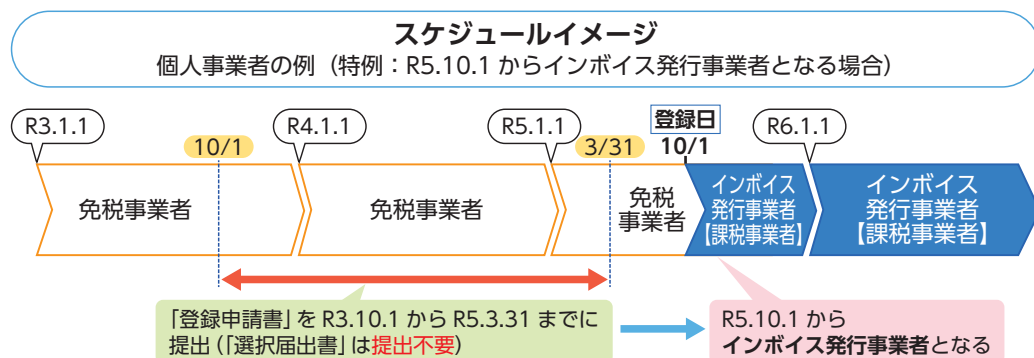
インボイス制度開始後にインボイスを発行しない場合、取引先はあなたが免税事業者であり、年商が1000万円以下であると分かります。年商規模が伝わることで、取引継続にマイナス影響がある場合には、あえて課税事業者となることを検討するということも選択肢の一つと言えます。

**5. 消費税の免税事業者が登録申請する場合の手続き**

インボイスを発行することを選択した場合には、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下、登録申請書)を原則として2023年(令和5年)3月31日までに提出し、登録を受ける必要があります(詳細は第1回をご覧ください)。

インボイス制度の開始される2023年(令和5年)10月と同時に、インボイスの発行事業者を選択する場合には、「**課税事業者選択届出書**」の**税務署への提出は必要ありません**。

ただし、簡易課税を選択する場合には、2023年(令和5年)10月を含む事業年度終了日まで(個人事業者であれば2023年(令和5年)12月31日まで)に税務署に「簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。



※上記特例と併せて簡易課税の選択をする場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」はR5.10.1を含む課税期間末まで提出可能